

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

| No. | 圏域 | 項目 | 意見・質問 | 公聴会回答 | 公聴会後の対応状況等 | 担当課 | 意見者 | 開催日 |
|-----|----|----------------------------------|---|--|--|-----------------|---------|------|
| 1 | 県央 | 高齢者世帯への生活・通院支援について 受診行動調査について | 公共交通の縮小、高齢化に伴う運転免許証の返納、地域住民の減少による地元小売店の閉鎖など高齢者が生活を維持していく上で、周囲の生活環境は年々厳しいものとなっている。独居高齢者や老々介護世帯等としては、それらの生活環境の変化は死活問題で、最近では都会地で生活する親族を頼って、県外に生活の基盤を移す高齢者も散見され始めた。若年者の県外流出の議論は、耳にするが、高齢者の県外流出についてはどのような対策が現在取られているのか？ 地域包括ケアが叫ばれる昨今、通院・買い物支援等垣根を越えた住民への生活支援について検討していただきたいと考えるが如何なものか？ まず、歯科や整形外科、眼科など現在の住民の受診行動（通院場所・手段等）を調査していただき、医療を含めた小さな拠点を視野に入れたまちづくりが必要と考えるが、県の考えを聞きたい。 | ・地域包括ケアを進める上で、通院、買物などの移送支援をはじめとする生活支援は大切な要素です。 ・そのためには、住民の方の意向・動向（通院先、買物先等）や社会資源等の把握が必要です。 ・それぞれの地域において、地域ケア会議や生活支援の仕組み（コーディネーター、協議体）の中で検討が進められていると思います。 ・県央地域においても、それぞれの市町村においてNPO等による生活支援サービス提供の取組や、小さな拠点づくりと連携した通いの場づくりの中での移送支援の検討等が始まっています。 ・県としては、生活支援コーディネーターの養成や、小さな拠点づくり事業との連携、保健所スタッフによる市町村支援等に取り組んでいます。 | 高齢者福祉課では、生活支援コーディネーターの研修会をH29.11月に大田集合庁舎で開催し、コーディネーター視察報告、情報交換を行いました。 県としては今後も生活支援体制整備の取組みを進めてまいります。 また、県央保健所では、1月に邑南町で住民による支え合いをテーマにシンポジウムを開催し、生活支援や移動支援、小さな拠点づくりとの連携について住民とともに考える機会を設定しました。 | 医療政策課 高齢者福祉課 | 大田歯科医師会 | 8月8日 |
| 2 | 県央 | 高齢者等への配食サービスにおける口腔機能評価の必要性について | ニッポン一億総活躍プランに『配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう、事業者向けのガイドラインを作成し、2017年度からそれに即した配食の普及を図る。』とあるが、フレイル期に入ると、口腔機能も評価した上で適切な食形態で配食を提供する必要があると考える。 また、農水省が進めているスマイルケア食も病態に適合したものを購入しなければ、せっかくの規格も意味がないと考える。 本地域における今後の方向性と具体的な対応をお聞かせいただきたい。 | 「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」については、既に各市町村にも通知済みであり、今後国が作成する事業者向け・利用者向け各リーフレットにより普及していく必要があります。 この中で、利用者の状況把握については、「低栄養については原則として管理栄養士が担当し、必要に応じ、当該利用者の理解を得てかかりつけ医（歯科については、かかりつけ歯科医）等と連携する」とあり、ガイドラインの普及に併せて、今後市町村での体制を整えていく必要があります。 また、「島根県歯と口腔の健康づくり計画第2次計画」において、かかりつけ歯科医をもつことを県民目標の一つとしましたので、県民への普及啓発にご協力いただきたいと思います。 | 【高齢者福祉課】 配食サービスについて、H30年1月に「地域高齢者等の健康支援を推進する配食サービスの栄養管理に関するガイドライン」を踏まえた普及啓発用パンフレットが市町村の高齢者福祉担当課に送付されており、意識の醸成を図っています。 【健康推進課】 今後の高齢者の健康づくりにおいて、フレイル予防は重要であると考えており、島根県歯科医師会、島根県栄養士会にご協力いただき、低栄養、口腔機能に関する啓発媒体を作成しました。 県民への気づきを促す啓発も重要であると考えます。 圏域によっては、高齢者の食支援に関して関係機関との連携や研修の場を持ち始めているところもあり、各地域にあった取組を実施する必要がありますので、関係団体としても市町村支援に積極的にご協力いただきたいと思います。 | 高齢者福祉課 健康推進課 | 大田歯科医師会 | 8月8日 |
| 3 | 県央 | 認知症対策について | 国は、2025年5人に1人といわれる認知症患者に対応するため新オレンジプランを発表し、施策を推進しています。歯科医師会でも、認知症対応力研修等を実施し体制整備を進めています。しかしながら、せっかくBPSDに応じた対応を行うとしても、通院患者の認知症の有無・病名・進行度を把握することは、現在困難です。1人1人保険証を持っている今、主な認知症病名をカラーリングしたシールを貼るなど簡単に情報共有できる方法など検討していただけないだろうか？個人情報など難しい面も承知しているので、シールする対象についてはお薬手帳など検討の余地はあると考えます。 もう一点は、軽度認知症患者に対する歯科受診の必要性の普及について、認知症が進行してしまうと、歯科治療は困難になり、新しい義歯を患者が使いこなしていくことも非常に困難になります。また、新たに口腔衛生の習慣を獲得してもらうことも難しくなります。それゆえに、認知症と診断された初期段階で歯科受診を行う仕組みを作っていただくと、先に述べた病態の把握も行える上、認知症が進行していく段階で、円滑に口腔機能の管理を行えると考えますがどのように考えますか。 | ・保険証やお薬手帳への認知症病名等の記載は個人情報の関係から難しいと思います。 ・医科歯科連携や医療介護連携を進める一方で、本人や家族の理解が必要なことから、地域における認知症についての普及啓発が必要かと思えます。 ・介護予防の観点からも口腔ケアは大切な要素であり、認知症初期段階での早期歯科受診も同様であると考えます。 ・県央地域では、認知症に係る機関のネットワーク作りや住民啓発が進みつつあり、このたび、大田シルバークリニックが10月1日から認知症疾患医療センターに指定される予定であり、今後、一層の連携体制の構築に期待しているところです。 ・まめネットに加入する医療機関は、同意を得た患者の診療情報を閲覧することにより、認知症の把握も可能です。カルテ連携、画像中継により正確な情報伝達が行われる事も利点であり、歯科診療においても有益な情報を提供できるものと考えています。 | 【高齢者福祉課】 県央保健所では、10月の連携型認知症疾患医療センターの指定を契機として、医療・介護・地域の関係機関で構成する「大田圏域認知症ネットワーク協議会」を設置し、2月に第1回目の会議を開催しました。この協議会において、まめネットの活用を含め、情報共有や関係者のネットワーク構築について今後、検討を進めていきます。 【医療政策課】 まめネットについては、公聴会時の回答に同じです。 | 高齢者福祉課 医療政策課 | 大田歯科医師会 | 8月8日 |

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

| No. | 圏域 | 項目 | 意見・質問 | 公聴会回答 | 公聴会後の対応状況等 | 担当課 | 意見者 | 開催日 |
|-----|----|------------------------|--|---|---|-----------------|---------------|------|
| 4 | 県央 | 医療介護の連携について | 地域包括ケアシステムを進めている今、医科歯科連携・病診連携・医療介護連携など連携の重要性は皆が共通して認識しているところですが、未だ十分と言えない状況です。他の領域に何をしてほしいのか、他の領域に対してどういう医療やサービスを提供できるのか、それぞれが出し合い集約することにより、それぞれをマッチングする事も出来て、地域で不足している医療やサービスを把握する事も出来るのではないかと考えますが、県が主導しそのような調査をしていただく事はできないでしょうか？ また、現在まめネットは、カルテや検査の共有がメインになっていますが、それぞれが共有したい情報（ニーズ）を基に、情報を整理することで、現場でより使用しやすいものになるのではと考えますが、如何でしょうか？ | ・医科歯科連携・病診連携・医療介護連携等については、No. 20のとおりです。 ・医療と介護に関するそれぞれのデータはすでに多く存在しています。県では現在、医療・介護の計画改定に合わせて、既存のデータを組み合わせた分析を行っているところです。 ・圏域内の市町村や関係団体とも協議して、分析結果を活用していきたいと考えています。 ・まめネットでは、在宅支援サービスを現在運用しており、在宅患者さんのバイタル、日常生活の様子を共有し有用な在宅ケア情報共有サービス等を提供しています。地域包括ケアの構築に向けて、歯科診療所においても活用をお願いしたいと思います。 | 【高齢者福祉課】 医療と介護に関するデータの活用・分析について、引き続き関係機関と検討し、共有していきます。 【医療政策課】 まめネットについては、公聴会時の回答と同じです。 | 高齢者福祉課 医療政策課 | 大田歯科医師会 | 8月8日 |
| 5 | 県央 | 次期医療計画への歯科衛生士不足明文化について | 以前より島根県には歯科衛生士不足解消に対し協力していただいておりますが、残念ながら問題解決には至っていません。 今回、日本医療管理学会で発表された内容を引用すると、島根県では現在歯科診療所で136人の歯科衛生士が不足しており、さらに今後、在宅患者の口腔管理を行おうとするとさらに138人の歯科衛生士が不足していると報告されています。 合わせて274人という数は、現在県内で就労している歯科衛生士数の1/3に相当します。地域包括ケアシステムが、構築されていく現在、歯科衛生士不足は解決せねばならない喫緊の課題の一つと考えます。 明文化と今後の対策について、ご意見を伺いたい。 | 歯科衛生士不足は全国的な問題であり、各都道府県でも歯科医師会や歯科衛生士会がさまざまな取組を実施されていると聞いています。 県でも、島根県歯科医師会への委託事業として、歯科衛生士の確保やスキルアップの取組はすでに実施しております。 その評価やより効果的な方策を、歯科衛生士会を含めて検討していく必要があるのではないかと考えます。 | 【医療政策課】 平成28年における歯科衛生士数は、平成26年と比べて全県で34人増えているにもかかわらず、大田圏域では1名減少するなど、偏在が拡大する傾向にあります。 次期医療計画第7章第1節保健医療従事者の確保・育成と資質の向上の項で、地域偏在についての現状と、養成所卒業後の体系的なキャリア形成や離職後の再就業支援策を島根県歯科医師会とともに検討する取り組みを明記いたします。 【健康推進課】 今年度策定している島根県保健医療計画の第7章第1節保健医療従事者の確保・育成と資質の向上に、歯科衛生士の安定的な確保について記載しました。 すでに実施している委託事業としての確保やスキルアップの取組の効果的な展開を検討する必要があります。 | 健康推進課 医療政策課 | 大田歯科医師会 | 8月8日 |
| 6 | 県央 | 大田市立病院での口腔外科設置について | 県内の多くの地域で、拠点病院に歯科が設置されている中、残念ながら新病院の計画に、口腔外科設置の予定はありません。病床数の削減など事情は理解していますが、高齢者が出雲の病院歯科を受診するのはかなりの負担と考えます。 また、歯科のない病院と歯科診療所が周術期の口腔管理をはじめ医科歯科連携を取ることは、容易でない事も報告されています。 週に何日かの開設でも良いので、再度検討していただけないでしょうか。 また、県からも口腔外科の設置について働きかけて頂けないでしょうか。 | (大田市立病院) ご指摘の通り、新病院においては口腔外科の標榜を予定していません。 口腔嚥下機能に係る診断や指導の重要性は認識しており、嚥下機能の指導については4名の言語聴覚士により対応するほか、院内NST等の活動を通して取り組んでいるところです。 現行の体制で不足する部分については、方法や時期を含め、引き続き検討してまいります。 (医療政策課) 診療科の設置については、医療機関において検討される事柄です。まずは、地域の医療需要などについて地域でしっかりと議論いただきたいと考えています。県としては、議論に必要な情報提供に努めてまいります。 | 【大田市立病院】 入院患者に対する嚥下機能の指導については、言語聴覚士や院内NST等の活動を通して引き続き行っていきます。 周術期の口腔管理をはじめとした医科歯科連携の在り方については、患者数の動向等を勘案しながら引き続き検討してまいります。 【医療政策課】 公聴会時の回答と同じです。 | 大田市立病院 医療政策課 | 大田歯科医師会 | 8月8日 |
| 7 | 県央 | まめネットの活用での不具合について | まめネットを活用した医療連携を考えているが、現在公開項目の可否（ペンダーによっては公開できないもの、カスタマイズが必要なもの）について、全ての電子カルテに共通で使用できるソフトの開発はできないでしょうか。 | 各病院の電子カルテの医療情報は、ペンダー毎に情報の形式が異なっており、まめネットへ情報を出力する際、標準規格に合わせるため、ペンダーによっては費用を掛けて電子カルテを改修しなければならない場合があります。 県としては、今後より一層まめネットを活用した医療情報連携を進めていく必要があると考えており、機会を捉えて国や業界団体などに電子カルテの情報形式の統一化などを要望していきたいと考えております。 | 公聴会時の回答と同じです。 | 医療政策課 | 社会医療法人仁寿会加藤病院 | 8月8日 |

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

| No. | 圏域 | 項目 | 意見・質問 | 公聴会回答 | 公聴会後の対応状況等 | 担当課 | 意見者 | 開催日 |
|-----|----|---|---|--|---|--------|---------------|------|
| 8 | 県央 | 現在介護職員の看護資格取得助成事業について | この助成事業は、現在介護職員への看護資格取得支援となっているが、中には事務職でありながら資格取得を目指す者もある。よって、介護職に限定するのではなく募集されればよいのではないのでしょうか。 | ・当該事業については、介護職員の質の向上とキャリアアップを図る観点から、現任介護職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、代替職員確保のための経費等に対して助成しています。この助成事業については、医療介護総合確保基金を財源として実施しており、専任の事務職員を助成対象とすることは困難です。 | 当該助成事業については、平成26年度から実施しており、現在までに7名に助成を行っていますが、希望者も少ない状況から、平成29年度をもって新規募集は終了します。 今後は、介護職場での看護師確保に向けて、新たな取り組み等の検討を行っていきたいと思います。 | 高齢者福祉課 | 社会医療法人仁寿会加藤病院 | 8月8日 |
| 9 | 県央 | 看介護職の離職について | 看介護職の離職の原因として、人間関係がトップですが、人間関係とはそもそも何かを具体的に調査してみないと今後の改善に結びつかないと思いますが、いかがでしょうか。 | ・昨年県で実施した実態調査によると、離職理由として職場の人間関係を挙げられた事業所が多い結果となりましたが、個々の事情は様々と考えられ、具体的な回答を得ることは難しい面もあると思います。人間関係を理由とした離職防止に向けては、各事業所での取り組みが重要と考えられますが、県としましても、新人介護職員に対するエルダー・メンターの導入に向けた支援等について検討したいと思います。 | H30年度は、新たに介護事業所へのエルダー制度の導入に向けたモデル事業を実施し、介護職員の早期離職防止や定着促進に繋げていきたいと思っています。 | 高齢者福祉課 | 社会医療法人仁寿会加藤病院 | 8月8日 |
| 10 | 県央 | がん検診について | 患者も高齢化しつつあり働くところの患者さんは県の会議等には出てこれない。たとえ有ったとしても変わる人も無く1日でも働かざるを得ないのが現状であり、自分の命を縮めているのが今の状態である（特にデザイナーズなど）。 田舎では大企業は休日など取れるが、大企業や事業所のような下請けで特に零細企業などでは時間外労働は当たり前で検診などにも行かれないのが日常で、こんな過酷な企業まで踏み込んで他の部署（労働担当）などと協力したらガン検診率も上がるのでは、と私は思う。患者とばかりでなく、もっと大きな目線で県も踏み込んで協力してほしい。患者が企業や事業所に行っても無駄である。 | 県では、がん検診の啓発活動に協力頂ける事業所を「がん検診啓発協力事業所」として募集し、賛同頂いたところを登録しています。協力事業所では、従業員の方などにごがん検診受診を促すため、事業所内において啓発チラシ設置やポスター掲示など、事業所が無理なく取り組めるような啓発活動を行って頂いています。 併せて各圏域単位で、保健所が中心となって事業所と連携した取組を行っており、大田圏域においては、現在62事業所（大田市23、川本町4、美郷町21、邑南町10）に登録頂いておりますが、昨年度は県央保健所が、川本町商工会総会の場で事業所の登録拡大のためのPRを行ったり、事業所に出向きチラシ配布などの啓発活動も実施しました。 今後も、がん検診を多くの方々に受けて頂けるよう、関係機関等のみならずと連携した取組を実施してまいります。 | 次期がん対策推進計画の策定に併せ、平成30年度から従業員の治療と仕事の両立支援などの健康経営に取組む事業所を新たに「しまね☆まめなカンパニー」として県が認定し、支援を行うこととしました。 他にも、県で嘱託職員としてがん患者を雇用、仕事と治療の両立支援を行い、その情報を事業所及びがん患者に提供するなどの取組みや、受診機会の拡大を目的に、休日等の時間外に検診を実施する場合に検診機器整備を行う事業を創設したところです。 | 健康推進課 | おおなん元氣サロン | 8月8日 |
| 11 | 県央 | 平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されたにもかかわらず、同年の7月26日に相模原市の津久井やまゆり園事件が発生しました。昨年度も同じ質問をしたようですが、ここ島根県では、どこがどうイノベーションが図られ、質の高い障がい者福祉サービスと、質の高い精神科医療が進んでいるのか伺いたい。 | 支援の質が問われている。人権が尊重され、暮らし権利があり、幸福追求権があり、法の下での平等、生存権が、障がい者サービス事業所でも、精神科医療でも、公的機関でも定着しているだろうか。答えはNO！だ。当事者の自己チョイス、自己決定がスムーズに進んでいない。相も変わらず、上から目線が行われている現実がある。 | 障がい福祉サービスの質の向上については、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現させるために必要なサービスの提供に向け、質の高いサービス等利用計画等の作成や相談支援が行われるよう、相談支援従事者の研修等による資質向上に取り組んでいます。 精神科医療については、今年度、保健医療計画の改定を予定しており、その中で多様な精神疾患に対応した質の高い精神科医療を提供できるよう体制づくりを検討していきたく考えています。 また、現在、精神保健福祉法の改正法案が国会で継続審議となっており、その動向を注視しながら、今後の精神保健福祉施策において、よりよい支援ができるよう検討していきたく考えています。 今後も、当事者の方が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行うとともに、県民の方への障がいに対する理解を深めるための啓発活動等を引き続き実施していきたく考えています。 | 公聴会時の回答と同じです。 なお、精神保健福祉法の改正法案については廃案となりました。 | 障がい福祉課 | 亀の子 | 8月8日 |

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

| No. | 圏域 | 項目 | 意見・質問 | 公聴会回答 | 公聴会後の対応状況等 | 担当課 | 意見者 | 開催日 |
|-----|----|--------------------------------------|---|---|---|--------|-------|------|
| 12 | 県央 | | 当亀の子に於いては、当事者の思いを科学する当事者学問を長年続行して来ましたので、やっと「物申す」当事者が出現しました。 書物も2人の当事者が執筆しました。 「ごく当たり前の生活を・実現させ、さらにより豊かな生活を手に入れられるように、連帯の輪を広げましょう。谷中輝雄」から。 | 障がい者施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域定着を着実に進めていくため、その手引書となる「地域移行推進ガイドライン」の活用等により、市町村等における指定一般相談支援事業所と精神科病院との連携体制を構築し、効果的な地域移行支援を進めていくことが必要であると考えています。 一般相談支援事業所が地域移行や地域定着の支援を行うに際して、職員の疲弊などの問題があれば、事業所の声を聞きながら、どのような支援が求められているのか検討していきたいと考えています。 | 公聴会時の回答に同じです。 | 障がい福祉課 | 亀の子 | 8月8日 |
| 13 | 県央 | ①作業所の工賃が低い | ずいぶんと工賃は上がってはいるが、まだ低いので上げてほしい。 大田では（亀の子工房）では、資本投資して工賃を上げた（よく売れている）。 | 県では、障がい者就労事業振興センターを通じて、各事業所の販売促進や販路拡大など工賃向上に向けた取組みを支援しています。 また、工賃向上につながる新商品開発や各事業所等が共同して行う施設・設備の整備に対する補助も行っており、県央地区におきましても、平成23～27年度に3事業所に補助を行っています。 今後とも、事業所利用者の方の工賃向上に向けた取組みを支援してまいります。 | 今年度、大田市内の事業所の工賃向上につながる施設の整備に対して補助を行っています。 | 障がい福祉課 | 三瓶友の会 | 8月8日 |
| 14 | 県央 | ②作業所での利用者への対応がよくない ③職員と利用者の壁をなくそう | ②と③については、同様な事ですが、自分では感じたことがないが、そう思うという人の意見であります。 信頼関係ができていないからか？ | 利用者の方に適切な障がい福祉サービスが提供されるためには、職員が利用者の方に寄り添い、職員と利用者との信頼関係が構築されていることが重要と考えます。 事業所等においては、利用者への対応等も含めて職員の資質向上に向け、研修機関が実施する研修へ職員を参加させたり、事業所等内で研修を実施することとなっています。 県では、実地指導によりその状況の把握及び助言・指導を行っています。 | 公聴会時の回答に同じです。 | 障がい福祉課 | 三瓶友の会 | 8月8日 |
| 15 | 県央 | 障がい者サービスについて | 市町村で障がい者サービスが違っているが、県で一元化できないだろうか。 また、障がい者週間に特別サービスを行っているが、知らないから残念である。表か何か事前に配布してほしい。 | 障害者総合支援法では、障がい福祉サービスの支給決定は、市町村が行うこととされています。また、市町村は、支給決定に係る障害支援区分や介護給付費等の支給の要否の決定を行うこととされています。県では、市町村が適切な事務処理等を行うよう指導するとともに、支援区分認定調査員及び市町村審査会委員を対象とした研修を行い、サービス水準の均一化を図っています。 また、障害者総合支援法に基づく介護給付等の自立支援給付とは別に、地域の実情に応じてサービス提供を行う地域生活支援事業があります。この事業は、個別の障がい者の状況や地域のニーズに応じてサービスの内容や水準を設定するものであり、市町村が提供するサービスの内容等は、市町村が検討すべきものと考えています。 障害者週間（12月3日～9日）においては、毎年、県立施設等の無料開放・入場料減免を実施しています。実施している施設等の一覧表は、毎年、障害者週間の前に、報道発表を行い、障がい福祉課のホームページでも掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。 | 公聴会時の回答に同じです。 | 障がい福祉課 | 三瓶友の会 | 8月8日 |

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

| No. | 圏域 | 項目 | 意見・質問 | 公聴会回答 | 公聴会後の対応状況等 | 担当課 | 意見者 | 開催日 |
|-----|----|------------------------|---|---|---|------------------|-----------------------|------|
| 16 | 県央 | 免許更新について | 免許更新の時、別室にうつされ、「3級ですか」「ならいいか」と言われたが、県警ではどこでもそうなのか？ | 貴殿の記載しておられる免許更新時の状況についての詳細はわかりませんが、運転免許更新の際、一定の病気等の病状聴取のための適性相談、また、身体障害等による免許条件の附記についての確認等のため、別室に移動してお話をお聞きする場合があります。 なお、その際の対応等については、警察官、警察職員等の言動により不快感を与えることがないように指導しております。 このことについて御理解を頂くとともに、今後とも警察活動に対し御協力をお願いします。 | 運転免許に関する適性相談時の対応につきましては、引き続き、指導を行ってまいります。 また、県警として「障がいと理由とする差別の解消の推進」について執務資料を発出するなどし、職員に対する教養を推進しております。 | 警察本部 | 三瓶友の会 | 8月8日 |
| 17 | 県央 | 公認心理師に寄せる期待 | 公認心理師法がまもなく施行され、日本で初めての心理職の国家資格が誕生します。 精神科の外来受診者は増加を続けていると思いますが、服薬や障がい福祉サービスの利用だけでは生きづらさが解決しない方も多く見られます。また、児童虐待や自死対策、不登校、ひきこもりなど心理職の活躍が期待される場面は多岐にわたります。 以前の公聴会でも臨床心理士によるカウンセリングを身近なところで受けられる体制を整えてもらいたい、と意見を述べさせていただきました。本法律により、島根県内で行政や医療機関での採用や登用が進むことを期待しています。 | 県では、従来より心理職を計画的に採用し、児童相談所における児童虐待や発達障がい、心と体の相談センターにおける自死やひきこもりなど様々な相談に対応できるよう努めています。 ご意見のとおり、今後より一層、専門的な相談事案が増えてくると考えられることから、心理職を引き続き計画的に採用するとともに、専門研修等を実施し、心理職のスキルアップを図りながら、相談支援体制を充実、強化していきたいと考えています。 | 引き続き心理職を計画的に採用するとともに、専門研修等を実施し、心理職のスキルアップを図りながら、相談支援体制を充実、強化していきます。 | 青少年家庭課 障がい福祉課 | 社会福祉法人おおなん福祉会ハートフルみずほ | 8月8日 |
| 18 | 県央 | 障がい福祉サービスにおける65歳問題について | 障がい福祉サービスを利用している方が65歳になり、介護保険の1号被保険者となると、介護保険を優先的に利用する事となり、今まで利用していた事業所が利用できなくなったり、サービス利用に伴う自己負担の増加が生活を逼迫する65歳問題に直面します。65歳になった時点で介護保険への移行を行い、共同生活援助や生活介護の利用ができない地域も全国にはあるようです。 国は障害者総合支援法の改正で共生型サービスの創設を進めています。共生型サービスの創設や一定以上期間介護給付事業を利用していた方の介護保険サービスの自己負担を償還払いするという制度設計の賛否は別にして、利用者のニーズに基づき、本人の希望と状態で、本人ファーストで選択できる制度や運用をお願いします。 グループホームの入居者が高齢になり、グループホームでの生活継続が困難になったとき、介護保険施設からは「要介護度がでないため利用できない」、障害者施設からは「高齢なので介護保険施設を利用してください」と言われたケースもあります。 | 介護保険制度と障害者総合支援法に基づく自立支援給付の適用については、サービス内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスが優先され、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合、障がい福祉サービスを上乗せして給付することができるとされています。 これについては、厚生労働省通知により、障がい福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととされています。 また、障がい福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するにあたっては、適切なサービスを受けられるよう、指定特定相談支援事業所と介護支援専門員との間で情報共有するなど連携することとなっております。 さらに、65歳到達前から、市町村職員又は相談支援専門員から障がい福祉サービスと介護保険サービスとの併給等について、利用者等へ説明を行うこととなっております。 県としましては、市町村及び相談支援事業所には、これらのことに留意し、利用者の立場に立ったサービスの提供が図られるように助言・指導などを行ってまいります。 | 公聴会時の回答と同じです。 | 障がい福祉課 | 社会福祉法人おおなん福祉会ハートフルみずほ | 8月8日 |

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

| No. | 圏域 | 項目 | 意見・質問 | 公聴会回答 | 公聴会後の対応状況等 | 担当課 | 意見者 | 開催日 |
|-----|----|-----------------------|--|--|--|--------|--------------|------|
| 19 | 県央 | 里親制度の周知と活用の推進 | <p>家庭での生活に困難を抱える子どもたちは、諸外国では里親家庭で養育されるのが一般的であるが、日本では施設での生活が多数を占めている実態がある。県青少年家庭課、児童相談所、里親会等の努力により、里親家庭で養育されている子どもたちが増えているが、国の定める目標には達していない。里親制度の周知と活用を推進し、養育に困難を抱える子どもたちの幸福の実現のために、下記のようなご支援を重ねていただきたい。</p> <p>①教育、障がい福祉の関係部局との連携推進 家庭の事情により十分な愛情形成や学習の機会が与えられなかった子どもたちは、里親家庭で生活することでそれらを充足することが期待できる。そのことにより、様々な教育上の課題の解決が期待できる。里親の有効活用が、学校生活で困難を抱える子どもたちの課題解決の選択肢となるように、相互の情報共有、連携に御尽力いただきたい。</p> <p>②里親制度の周知と里親の活用推進 「1中学校区1里親」が県の目標である。児童に取って転校を伴わない里親委託は、生活の連続性の視点からも極めて重要である。里親制度の実態を周知し、ごく短期間の里親委託もあるなど「気軽に使える里親」の周知を図ったり、里親希望者を増やしたりすることなどについてご尽力いただきたい。</p> | <p>①家庭や学校での生活に困難を抱える児童にとって、里親制度の活用が児童の健全な育成に役立つよう、今後も、教育部局、障がい福祉の部局に対して、里親制度の周知に努め、連携を図ってまいりたいと考えます。</p> <p>②里親登録者数を増やすためには、県民の皆様へ里親制度の趣旨や里親の実情などを広く周知することにより、里親への理解と関心を深めていただく必要があります。養育体験発表などを通じて、短期里親制度を含めた里親の果たす役割等をわかりやすく周知し、新規の里親登録につなげてまいりたいと考えております。里親委託される児童が慣れ親しんだ地域での生活を継続できるよう「1中学校区1里親」を目指し、今後も、県里親会の皆様と連携し、里親制度の普及啓発に努め、市町村等の関係機関への情報提供を行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p> | <p>①教員を対象とした研修会において、制度説明や養育体験発表を行い、制度の周知に努めました。今後もこのような取り組みを進めるとともに、障がい福祉部局とも連携し、情報共有を図っていききたいと考えます。</p> <p>②「おはなしサロン」や「事前講座」において制度説明や養育体験発表を行ったり、一般県民を対象とした講演会を開催して制度周知を図りました。また、市町村や民生児童委員協議会等の関係機関へ出向き、里親委託児童への理解を求めました。引き続き、県里親会や関係機関と連携し、制度の普及啓発に積極的に取り組んでいきます。</p> | 青少年家庭課 | 浜田地区里親会 | 8月8日 |
| 20 | 県央 | 民生委員児童委員への個人情報の提供について | <p>本会が平成26年に全ての民生委員へ実施したアンケート調査の結果では、活動をする上で情報提供を望むものとして、①65歳以上の高齢者名簿22%、②障がい者名簿17%、③生活保護世帯名簿15%、④乳幼児名簿14%、⑤父子母子世帯名簿13%、⑥災害時要援護者名簿10%、⑦アパート等入居者情報7%の順となっている。</p> <p>また、住基台帳の情報開示として、「必要な部分のみ開示してほしい」が51%、「すべて開示してほしい」が26%、「現在の閲覧という開示でよい」が11%となっている。</p> <p>現在大田市では、担当区域の住基台帳の閲覧による開示は可能で、この方法により閲覧したことがあるのは52%、ないのは45%となっており、約半数の民生委員児童委員が閲覧をしていない。その理由としては、「必要性がない」が55%、「行政から提供されればよい」19%、「時間がない」11%の順になっており、「必要性がない」については、さらにその理由を検証することも大切である。しかし、閲覧したことがない3割の委員については、時間的な余裕がなかったり、行政からの開示を待っており、何らかの対応策を検討していかなくては活動に支障をきたす心配も懸念される状況である。</p> <p>このような中において、民生委員児童委員は、特別職の地方公務員であり、民生委員法第15条に守秘義務が規定されているため、市町村は本人同意なしに民生委員児童委員へ個人情報を提供することが可能かどうか。県の見解を伺いたい。</p> | <p>民生委員・児童委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助をするとともに、福祉サービスが必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うこととされています。</p> <p>この活動の円滑な実施のためには、関係機関から個人情報の適切な提供を受ける必要がありますが、近年、個人情報保護法施行後、情報提供に慎重となり、情報が提供されない事例もあるようです。</p> <p>民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されていることから、市町村等からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として可能と考えられます。</p> <p>国は、この民生委員・児童委員に対する情報提供の可否については各市町村における個人情報保護条例の解釈によるものと示していますが、民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えます。</p> | <p>見解は公聴会時の回答と同じです。県内各市町村に対して対応状況を調査し、結果の情報提供を行いました。</p> | 地域福祉課 | 大田市民生児童委員協議会 | 8月8日 |

・H19.3.2 厚労省通知(地方自治体から民生児童委員への個人情報提供について配慮)
 ・H24.7.17 厚労省通知(民生児童委員への個人情報提供事例集)
 ◇守秘義務を理由に同意不要で情報提供
 ◇条例中に民生児童委員への情報提供を規定など
 ・消費者庁QA ⇒ 民生児童委員への個人情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例の解釈による。

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

| No. | 圏域 | 項目 | 意見・質問 | 公聴会回答 | 公聴会後の対応状況等 | 担当課 | 意見者 | 開催日 |
|-----|----|---------------------------------|---|---|---|--------|--------------|------|
| 21 | 県央 | 民生委員児童委員への活動に対する地域での協力体制の確立について | <p>地域においては、人口減少、少子高齢化の進行、人間関係の希薄化、定年年齢の引き上げ等により、民生委員児童委員のなり手が見つけにくい状況となっている。また、見つかったも仕事を持っている委員の割合が増加する傾向となっている。</p> <p>また、民生委員児童委員へ寄せられる相談内容が複雑・多様化し、委員の業務の範囲を超えた内容に負担感を感じる委員が増加している。</p> <p>大田市でまとめられている活動記録の集計データから民生委員児童委員は、平均して3日に1日以上以上の活動日数があり、行事や会議、研修などへ月に6から7回の参加をしている。さらには、友愛訪問なども全国平均を大きく上回る訪問回数となっており、積極的に活動されていることがわかる。また、その内容では「日常的な支援」が最も多くなっていることから、民生委員児童委員が活動していることで、行政や社会福祉協議会等へつなぐまでに解決されている住民の生活課題がたくさん存在していることを改めて認識することができる。</p> <p>このような状況において、「日常的な支援」を継続し、なおかつ民生委員児童委員の活動に対する負担感を減らすためには、地域住民の協力が不可欠であり、民生委員児童委員の日常的な支援活動に協力する「民生委員協力員制度の創設」あるいは、社会福祉協議会等で取り組まれている「福祉委員・福祉協力員の活動支援」といった、地域福祉活動を推進する体制づくりを通じて、将来的な民生委員児童委員の候補者の確保に繋がるように、市町村の取組に対する県からの財政支援を強くお願いしたい。</p> | <p>誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、住民同士が支え合う地域づくりが求められている中、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」民生委員の役割は大変大きいものになっています。</p> <p>しかし、多様化する地域住民からの要望や福祉課題そのものの複雑化、災害援護など民生児童委員に求められるものは多岐にわたっており、負担感を感じる方もあると聞いています。</p> <p>これに対応するため、他県では市町村がその地域の実態、必要性に応じて「民生委員協力員」を委嘱し、民生委員の活動を補佐する制度を設けているところもあります。</p> <p>島根県では、住民に対してきめ細やかな対応をするためには、担当区域が広く、民生委員の負担が重くなっている現状が反映できるよう、まずは、国への定数基準の見直しを求めていくことや、財源の確保に努めていきたいと考えます。</p> <p>また、併せて市町村、島根県民生児童委員協議会及び市町村民生児童委員協議会と連携し、民生委員の負担軽減に向け、研修の充実や民生委員活動への理解促進に取り組んでいきます。</p> | <p>民生児童委員の活動しやすい環境を作るため、今年度は民生委員制度100周年に合わせ、県の広報媒体等を通じて民生委員活動の周知・理解促進に努めました。</p> <p>今後も引き続き、研修の充実や民生委員活動への理解促進に取り組んでいきます。</p> | 地域福祉課 | 大田市民生児童委員協議会 | 8月8日 |
| | | | | <p>・民生委員協力員制度を設けている市 新潟市、千葉市、相模原市、広島市、北九州市など</p> <p>・必要に応じて民生委員1人に対して1人市町村が委嘱(誓約書の提出により守秘義務を担保)</p> <p>・活動費:月額1000円程度</p> | | | | |
| 22 | 県央 | 歯科医師不足と患者の通院手段の確保と地域ケア支援体制の集約化 | <p>圏域において問題となるのは、歯科医師不足が挙げられる。</p> <p>患者も通院しにくくなってきている状況がある(公共交通機関の不足、高齢者の運転免許返納問題等)。</p> <p>患者の通院手段の確保は重要な課題であり、また、地域ケア支援体制を効率よく集約的に進めるようにしていく必要があると思われる。</p> | <p>・地域包括ケアの体制を構築していく中で、交通(移動)手段、中でも通院のための手段の確保は重要な課題です。</p> <p>・各地域では、地域の課題や資源等の状況を踏まえて、公助、互助合めて取組が進みつつあります。</p> <p>・県健康福祉部としても、地域振興部局(地域づくり、交通対策)とも連携し、市町村の取組を支援していきます。</p> | <p>大田市や美郷町において、小さな拠点づくりとも連携した高齢者の通いの場や移動支援の取り組みが進みつつあるところです。</p> | 高齢者福祉課 | 邑智歯科医師会(欠席) | 8月8日 |
| 23 | 県央 | 歯科衛生士不足 | <p>歯科衛生士の人材確保が難しくなっている。</p> <p>歯科衛生士不足は、地域における歯科保健活動や、各歯科医院における診療状況、要介護高齢者に対する口腔ケアの提供等に影響すると考えられる。この状況がさらに進めば、今後、住民にとって十分なサービスが提供できなくなることが考えられる。</p> | <p>歯科衛生士不足は全国的な問題であり、各都道府県でも歯科医師会や歯科衛生士会がさまざまな取組を実施されていると聞いています。</p> <p>県でも、島根県歯科医師会への委託事業として、歯科衛生士の確保やスキルアップの取組はすでに実施しております。</p> <p>その評価やより効果的な方策を、歯科衛生士会の含めて検討していく必要があるのではないかと考えます。</p> | <p>平成29年度においても、歯科衛生士の人材確保やスキルアップに関する事業を、歯科医師会への委託事業として実施いたしました。</p> <p>より効果的な取組となるよう、各地域の状況や歯科衛生士のニーズ把握などを踏まえて事業化を検討いただくとともに、併せて女性の多い歯科衛生士の働き方としての環境づくりも今後の課題としてご検討いただきたいと思います。</p> | 健康推進課 | 邑智歯科医師会(欠席) | 8月8日 |